⑥マイナ保険証を利用しよう！

「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みのことです。「マイナ保険証」を利用するとこれまでよりも正確な本人確認を行うことができるほか、過去の診療情報等の確認が医療機関などの窓口で行うことができ、より良い医療を受けることができます。

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証の新規発行が廃止となり、従来の健康保険証の使用は経過措置があり最長で 1 年間となります。マイナンバーカードの取得と保険証利用登録をお済ませください。

なお、当組合にマイナンバーのお届けがないとオンライン資格確認ができないため、必ずマイナンバーを健保組合へお届けいただくようお願いします。

◆マイナ保険証のメリット

メリット①… データに基づくより良い医療が受けられる。
過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師・薬剤師にスムーズに共有できる。

メリット②… 高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるため「限度額適用認定証」を持参する必要がない。

メリット③… マイナポータルから e-Tax に連携することで、確定申告時の医療費控除申請が簡単にできる。

メリット④… 医療現場で働く人の負担を軽減できる。
保険資格の情報を自動取得することができるため、事務職員の負担が軽減される。

【マイナンバーカードを健康保険証として登録する方法】

- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う。
- 「マイナポータル」から行う。
- セブン銀行 ATM から行う。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

（厚生労働省）

使いみちいろいろ！マイナンバーカード

（総務省）